

照得するに、本国は前に欽差の福建提督軍門許（孚遠）の咨文の国に到るを蒙り、職に著して倭奴閩白の動靜を偵探し、以て咨報に憑らしむる外、本年（一五九八）三月二十二日に敵国の偵探し得たるに、閩白、博多地方に在りて人衆を鳩集し、議して六十六州と同じ船隻を打して糧米を搬運し、大明に入寇せんとす。理として合に人を遣わして報知すべし。即時に特に使者・都通事等の官を遣わし、咨文一道を齎捧し、人伴・梢水一十名を率領し、小船一隻に坐駕し、閩省に前住して通報せしむ。此の為に、合に洪字第十六号半印勘合執照を給し、都通事鄭俊等に付して前去せしむべし。如し経過の閩津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

計開

使者一員 守達魯 人伴二名

都通事一員 鄭俊 人伴二名

管船舎人一名 王立思

梢水共に六名

右の執照は都通事鄭俊等に付し、此れに准ぜしむ

万曆二十六年（一五九八）四月初七日給す

執照

1-32-06

世子尚寧の、閩白秀吉の死去を急報するため使者栢槎等を遣わす執照（一五九八、一〇、三）

琉球国中山王世子尚（寧）、倭奴閩白の身亡を飛報する事の為にす。

照得するに、本国は前に欽差の福建提督軍門許（孚遠）の咨文を転発して国に到るを蒙る。職に著して閩白の行動の情由を偵探して、以て咨報に憑らしむる外、此れに因り、閩白の霸稱して王と為り、日本六十六州を騷動して乱を作して累朝鮮を侵し天朝を擾動し、文武の官民安からず、職、毎時、人を差わして窺かに去きて密訪せしむるの情由あり。本年（一五九八）九月十四日に至りて、七島の船の記助を装載して回国して報道する有り。探得するに閩白、本年七月初六日に身故す、と。即時に特に使者栢槎・通事梁順等を差わし、咨文一道を齎捧し、人伴・梢水四十員名を率領し、閩船一隻に坐駕し、閩省に前住して馳報せしむ。仍お生硫黄二千斤を齎載し以て前年の貢儀を補う。此の為に、合に洪字第十七号半印勘合執照を給し、通事梁順に付し収執して前去せしむべし。如し経過の閩津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

計開

注（一）職 ここでは国王尚寧の自稱。

使者一員 栢榎 人伴二名
通事一員 梁順 人伴二名

管船冠帶舍人一名・直庫一名 黃紘 顧庇

梢水共に三十二名

右の執照は通事梁順等に付し、此れに准ぜしむ

万曆二十六年（一五九八）十月初三日給す

倭奴関白の身亡を
飛報する事の為にす 執照

注*〔〇七〇六〕を参照。

1-32-07

世子尚寧の、進貢謝恩と請封のため長史鄭道等を遣わす執照

（二五九九、二、二七）

琉球国中山王世子尚（寧）、進貢、謝恩、請封等の事の為にす。

今、特に長史・使者・通事等の官の鄭道等を遣わし、表文一通を齎捧せしむ。小船一隻に坐駕し、馬四匹・生硫黄一万斤・黒漆鞘沙魚皮靶腰刀二十把・紅漆鞘黒漆靶鍍金銅結束鎗一十柄・線穿鉄甲二領・頭盔全・細嫩土夏布二十四匹・花螺一百個・海螺二千個を装載し、京に赴き進貢し謝恩す。所^よ扱^りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、洪字第十八号半印勘合執照を給し、通事梁基等に

付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

計開 赴京の

長史一員 鄭道 人伴一十名

使者一員 兪美玉 人伴五名

都通事一員 蔡朝信 人伴三名

存留在船使者二員 陳国良 毛喜 人伴四名

存留在船通事一員 梁基 人伴二名

管船火長・直庫二名 林世忠 馬王刺

梢水共に七十名

貢謝の方物を除く外、附搭の土夏布二百匹

右の執照は通事梁基等に付し、此れに准ぜしむ

万曆二十七年（一五九九）二月二十七日給す

進貢謝恩請封等の
事の為にす 執照